

認定こども園（幼保連携型を除く）の認定の要件を定める条例（案）骨子について

(1) 現行の認定こども園の制度について

認定こども園には以下の4類型があり、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、幼保連携型認定こども園の認可権限は政令指定都市・中核市に既に移譲されていますが、他の3類型については、現在都道府県・政令指定都市が認定等を行っています。

《認定こども園の類型》

類型 (H30.10月時点の 本市施設数)	説明	法的性格	設置主体	認可・認定
幼保連携型 (4)	幼稚園機能と保育所機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設として認定こども園の機能を果たすタイプ。	学校かつ児童福祉施設	国・自治体 学校法人 社会福祉法人	都道府県 政令指定都市 中核市
幼稚園型	幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園の機能を果たすタイプ。	学校 (幼稚園+保育所機能)	国・自治体 学校法人	【現行】 都道府県 政令指定都市
保育所型	認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもの受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ。	児童福祉施設 (保育所+幼稚園機能)	設置主体の 制限なし	
地方裁量型 (2)	認可保育所以外の保育機能施設等が、保育を必要とする子ども以外の子どもの受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ。	幼稚園機能 + 保育所機能		

(2) 制定の趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第8次地方分権一括法）」により「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）」が一部改正され、平成31年4月に幼保連携型以外の認定こども園の認定等の権限が、都道府県から中核市へ移譲されます。

移譲を受けるにあたり、本市でも幼保連携型以外の認定こども園の認定に係る設備及び運営の要件を定めることが必要となったため、条例を新規に制定します。

(3) 認定の要件を定める条例案の概要

本市が認定要件を定めるにあたっては、千葉県からの権限移譲という性質から、原則として千葉県の認定要件を基本とします。その上で、本市の保育所の認可基準・幼保連携型認定こども園の認可基準と整合をとるため、別表の項目について国基準や県条例と異なる独自基準の設定を検討しています。

(4) スケジュール

平成31年4月1日 施行（予定）

《別表・独自基準の概要》

項目	国基準	県条例	本市条例（案）
職員配置 （調理員・嘱託医）	規定なし	規定なし	◎調理員・嘱託医を必置とする。 （ただし調理業務を委託又は外部搬入する場合は調理員不要） ※嘱託医について、既存幼稚園が幼稚園型認定こども園の認定を受ける場合は、学校保健安全法で規定されている学校医を設置していれば可。 【本市の考え方】 本市の保育所の基準と同等に規定し、整合をとることとします。
3歳以上児の学級の編制	◎1学級35人以下 ◎学級担任の配置	◎3歳児： 1学級30人以下 ◎4.5歳児： 1学級35人以下 ◎学級担任の配置	◎3歳児：1学級30人以下 ◎4.5歳児：1学級35人以下 ◎学級担任の配置 【本市の考え方】 4.5歳児と比べより多くの援助を必要とすることから、県条例と同等に3歳児学級については30人以下とします。
備えるべき設備	◎保育室又は遊戯室 ◎屋外遊戯場 ◎調理室 ◎乳児室又はほふく室（満2歳未満の保育を行う場合）	◎国基準通り	◎保育室又は遊戯室 ◎屋外遊戯場 ◎調理室 ◎便所 ◎乳児室又はほふく室（満2歳未満の保育を行う場合） ◎保健室（満2歳未満の保育を行う場合） 【本市の考え方】 本市の保育所で規定されている保健室・便所を国基準に加え規定し、整合をとることとします。
保育室の面積等	◎2歳以上児： 保育室又は遊戯室 1.98㎡/人 ◎0・1歳児： 乳児室 1.65㎡/人 ほふく室 3.3㎡/人	◎2歳以上児： 保育室又は遊戯室 1.98㎡/人 ◎0・1歳児： 乳児室又はほふく室 3.3㎡/人	◎2歳以上児：保育室及び遊戯室 3.0㎡/人 （ただし当面の間保育室又は遊戯室1.98㎡/人でも可） ◎0・1歳児：乳児室又はほふく室 4.95㎡/人 （ただし当面の間乳児室又はほふく室3.3㎡/人でも可） ※満3歳以上の保育室又は遊戯室の面積について、既存施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合は、幼稚園設置基準で定める園舎の面積を満たせば可（国・県条例と同等） 【本市の考え方】 本市の保育所・幼保連携型の基準と同等に規定し、整合をとることとします。
耐火基準 避難経路	規定なし	規定なし	◎幼稚園型認定こども園における連携施設を構成する保育機能施設又は地方裁量型認定こども園について、2階以上に保育室等を設ける場合は、耐火建築物又は準耐火建築物（口準耐を除く）であり、保育室等が設置されている階に応じ、常用、避難用の区分毎に必要な設備を設けていること。 【本市の考え方】 園児の安全を確保するため、保育所の基準と同等に規定することとします。
その他	規定なし	規定なし	◎人権の尊重、平等原則、虐待の禁止、秘密保持 等 【本市の考え方】 国基準・県条例に規定がない項目で、児童福祉施設の一般的要件について、保育所・幼保連携型の認可基準と同等に規定することとします。

※上記以外の項目については、国基準・県条例と同等に規定する予定です。

《参考》国基準・県条例と同等に規定する予定の主な項目・内容（P2の独自基準の項目以外）

項目	国基準の内容 (県条例も同等の内容で規定しています。)
職員配置 (保育従事者の数)	<p>○ 0歳児 3:1 1、2歳児 6:1 3歳児 20:1 4、5歳児 30:1</p> <p>○常時2人以上</p>
職員資格 (0～2歳児の保育に従事する者)	○保育士の資格を有する者でなければならない。
職員資格 (3歳以上児の教育及び保育に従事する者)	○幼稚園の教員免許状及び保育士の資格を併有する者が望ましい(いずれかを有する者でも可)。
職員資格 (学級担任)	<p>○幼稚園の教員免許状を有する者でなければならない。</p> <p>ただし、保育所型又は地方裁量型で幼稚園の教員免許状を有する者とするのが困難なときは、保育士資格を有する者で意欲、適正及び能力等を考慮して適当と認められる者を、幼稚園の教員免許状取得に向けた努力を行っている場合に限り学級担任とすることができる。</p>
職員資格 (3歳以上児の教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者)	<p>○保育士の資格を有する者でなければならない。</p> <p>ただし、幼稚園型又は地方裁量型で保育士の資格を有する者とするのが困難なときは、幼稚園の教員免許状を有する者で意欲、適正及び能力等を考慮して適当と認められる者を、保育士資格取得に向けた努力を行っている場合に限り3歳以上の教育及び保育時間相当利用児の保育従事者とすることができる。</p>
職員資格 (認定こども園の長)	○教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理及び運営を行う能力を有しなければならない。
園舎位置 (認定こども園法第3条第3項の幼稚園及び保育機能施設の建物及び付属設備)	<p>○同一又は隣接する敷地内にあることが望ましいが、同一又は隣接する敷地内がない場合は次の要件を満たさなければならない。</p> <p>①子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。</p> <p>②子どもの移動時の安全が確保されていること。</p>
園舎の面積	<p>○次の①と②を合算した面積以上</p> <p>①3歳以上の園児に係る学級数に応じ次の面積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1学級の場合：180㎡ ・2学級以上の場合：320㎡+100㎡×(学級数-2) <p>②3歳未満の園児数に応じて「保育室の面積等」により算定した面積</p> <p>ただし、既存施設が保育所型又は地方裁量型の認定を受ける場合で、保育室又は遊戯室(満2歳未満の保育を行う場合は加えて乳児室又はほふく室)の面積基準を満たすときはこの限りではない。</p>
屋外遊戯場の面積	<p>○次のいずれか大きい面積以上</p> <p>①2歳以上児×3.3㎡</p> <p>②次の合計面積</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 3歳以上の園児に係る学級数に応じ次の面積 <ul style="list-style-type: none"> ・2学級以下の場合：330㎡+30㎡×(学級数-1) ・3学級以上の場合：400㎡+80㎡×(学級数-3) イ 2歳児×3.3㎡ <p>ただし、既存施設が保育所型又は地方裁量型の認定を受ける場合で①の基準を満たすときは②の基準を満たすことを要しない。また、既存施設が幼稚園型又は地方裁量型の認定を受ける場合で②の基準を満たす場合は①の基準を満たすことを要しない。</p>

項目	国基準の内容 (県条例も同等の内容で規定しています。)
屋外遊戯場の代替場所及び要件 (保育所型又は地方裁量型)	<p>○保育所型又は地方裁量型については、屋外遊戯場を以下の要件を満たす付近の適当な場所に代えることができる。</p> <p>①子どもが安全に利用できる場所であること。 ②利用時間を日常的に確保できる場所であること。 ③教育及び保育の適切な提供が可能であること。 ④屋外遊戯場の面積基準を満たす場所であること。</p>
食事の提供	<p>○自園調理とする。</p> <p>ただし、3歳以上児については、次の要件を満たす場合に限り園外で調理し搬入することができる(この場合も加熱、保存等の調理機能設備を備えること)。</p> <p>①食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その管理者が衛生面や栄養面等業務上必要な注意を果たし得る体制及び調理業務委託契約の内容が確保されていること。 ②当該認定こども園又は市町村等の栄養士により献立等について指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 ③受託業者について、認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。 ④子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与など、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 ⑤子どもの発育及び発達の過程に応じた食育計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p> <p>○幼稚園型認定こども園においては食事を提供する子どもの数が20人に満たない場合は、調理室を備えないことができる(この場合も自園調理のために必要な調理設備を備えること)。</p>
教育及び保育の内容	<p>○幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づかなければならない。また、子どもの1日の生活のリズムや集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮したものでなければならない。</p> <p>○教育及び保育が、次に掲げる事項を踏まえ実施されること。</p> <p>①教育及び保育の基本及び目標 ②認定こども園として配慮すべき事項 ③教育及び保育の計画並びに指導計画 ④環境の構成 ⑤日々の教育及び保育の指導における留意点 ⑥小学校教育との連携</p> <p>※①～⑥の詳しい内容については、【国基準：「第五 教育及び保育の内容」】を参照してください。</p>
保育者の資質向上等	<p>○次に掲げる点に留意して、子どもの教育及び保育に従事する者の資質向上等を図らなければならない。</p> <p>①教育及び保育に従事する者は、自らその資質の向上に努めることが重要であること。 ②日々の指導計画の作成等に必要な時間について様々な工夫を行うこと。 ③幼稚園教諭免許を持つ者と保育士資格を持つものとの相互理解を図ること。 ④教育及び保育に加え、子育て支援事業等多様な業務が展開されるため、内外の研修の幅を広げること。 ⑤認定こども園の長について、多様な機能を一体的に発揮させる能力や地域の人材・資源を活用する調整能力を向上させること。</p>

項目	国基準の内容 (県条例も同等の内容で規定しています。)
子育て支援	<p>○子育て支援事業は次に掲げる点に留意して実施しなければならない。</p> <p>①保護者の子育て力の向上を積極的な支援すること。また、地域の子育て世帯に働きかけていくような取組も有意義であること。</p> <p>②子育て支援としては子育て相談や親子の集いの場の提供など多様な事業が考えられるが、例えば子育て相談や親子の集う場を週3日以上開設する等、保護者の利用希望に応じた体制を確保すること。</p> <p>③研修等により必要な能力を涵養し、専門性と資質を向上させるとともに、地域の人材や社会資源を活かしていくこと。</p>
一体的な管理運営	○1人の長を置き、全ての職員の協力を得ながら一体的な管理運営を行わなければならない。
教育及び保育の時間	○1日につき8時間を原則とする。
開園日数及び開園時間	○教育及び保育を適切に提供できるよう、地域の実情に応じて定めなければならない。
情報開示	○保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、情報開示に努めなければならない。
公正な選考	<p>○特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、選考を公正に行わなければならない。</p> <p>○地方公共団体との連携を図り、特別な配慮が必要な子どもの受入れに適切に配慮しなければならない。</p>
安全体制の確保	○耐震、防災、防犯等子どもの健康及び安全を確保する体制を整えなければならない。
事故等が発生した場合の補償	○事故等が発生した場合の補償を円滑に行えるよう、適切な保険や共済制度への加入を通じて補償の体制を整えなければならない。
自己評価、外部評価	○自己評価、外部評価等において子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて質の向上に努めなければならない。
表示	○建物又は敷地の見やすい場所に、認定こども園である旨の表示をしなければならない。
職員資格の特例 (配置上置かなければならない職員の数)	○園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、配置基準上置かなければならない職員の数1人となる場合、当分の間、置くものとされる職員のうち1人は都道府県知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認められる者にすることができる。
職員資格の特例 (0～2歳児及び3歳以上児の教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者)	○当分の間、保育士の資格を有する者に代えて幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。
職員資格の特例 (3歳以上児の教育及び保育に従事する者)	○当分の間、幼稚園の教員免許状及び保育士の資格を併有する者に代えて小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる(補助者を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない)。
職員資格の特例 (1日につき8時間を超えて開所する認定こども園)	○開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合に置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数差し引いた数の範囲内で、都道府県知事が同等の知識経験を有すると認める者をもって代えることができる(この場合も補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない)。
職員資格の特例 (上記3欄の場合において代えることができる職員の数)	○代える者の総数は、置くものとされる職員の数1/3を超えてはならない。